

平成 23 年度

大阪市予算編成に関する要望書

自由民主党・市民クラブ大阪市会議員団

平成22年12月21日

大阪市長 平松邦夫様

自由民主党・市民クラブ大阪市議員団

幹事長 多賀谷 俊 史

政調会長 床 田 正 勝

平成23年度大阪市予算編成に関する要望書

平松市長には、残り約1年の任期を迎えられ、市長としての集大成となる平成23年度予算編成に取り組まれているものと考えますが、我が議員団は、引き続き政策ごとに是々非々の態度でのぞみ、もって大阪市政の発展を期していく決意である。

東京への一極集中が進み、地方の各都市が元気と特色を失っている今こそ、住民に一番身近な基礎自治体である大阪市が主体的にまちづくりを進めていくためにも、率先してリーダーシップをとり、権限と税財源の移譲に取り組まなければならない。

本年2月に公表された中期的な財政収支概算によると、本市では、平成30年度に約2,700億円もの累積収支不足が生じる見込みである。本年11月には、「新しい大阪をつくる市政改革基本方針 Ver.1.0」(素案)が示されたが、事務事業の抜本的な再構築の方向性を明らかにし、徹底した行財政改革を推進していかなければならない。なお、そこで示された「地域から市政を変える」取組みについては、地域への一方的な負担の押し付けとならないよう求めるものである。

我が議員団では、本年2度に渡って外郭団体のチェックを行ったが、監理のあり方だけでなく、所管局を超えた団体間の統合・再編を行い、各団体に対しては業績評価制度を導入するなど経営責任の明確化を図る必要がある。本市の人的・財政的関与も大幅に見直し、特に65歳を超えて外郭団体職員として雇用されている市OB職員については、早期に見直す必要がある。

一方で、厳しい財政状況においても、市民生活と経済活動の維持発展のため、都市再生に向けた施策の充実、中小企業の支援、実効ある雇用対策など大阪経済の活性化や、教育の充実と施設整備、地域コミュニティの活性化、防災対策をはじめとする危機管理体制の充実などにより、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すなど、選択と集中を進め、必要な施策については重点予算を組むなど力強く取り組まなければならない。

平成23年度予算を編成されるにあたり、我が自由民主党・市民クラブ大阪市議員団は、本市の再生とさらなる発展を期して、市民が求める真に必要な施策を着実かつ大胆に展開し、もって市民の大いなる期待に応えられるよう、以下の諸点につき強く要望するものである。

要 望 事 項

頁

1. 地方分権の確立	5
2. 徹底した市政改革の断行	5
3. 都市再生に向けた取り組み	6
4. 新しいまちづくりの推進	7
5. 大阪経済の活性化と雇用対策の推進	7
6. 情報化の推進	9
7. 同和行政の収束	9
8. 総合的な福祉の推進	9
9. 生活保護制度の抜本的改革と適正化の推進	10
10. 国民健康保険財政の確立	10
11. 総合的なホームレス対策の推進	10
12. 保健・医療施策の充実	11
13. 教育の充実と施設整備	11
14. 高校教育の整備充実	13
15. 市立大学の整備充実	13
16. 生涯学習の推進と文化・スポーツの振興	13
17. 少子化対策の推進	14
18. 三世帯同居の促進	14
19. 青少年の健全育成の推進	15
20. コミュニティづくりの推進と区政の充実	15
21. 安全・安心のまちづくりの推進	16

22. 都市再開発事業の推進	16
23. 広域交通インフラの整備	17
24. 道路などの整備充実	17
25. 駐車場対策の促進	18
26. 公園整備及び緑化施策の促進	18
27. 住宅政策の推進	18
28. 港湾施設の整備と臨海部のまちづくり	19
29. 治水・浸水対策の推進	19
30. 水辺環境整備の推進	19
31. 環境対策の充実強化	20
32. 廃棄物対策の推進	20
33. 中央卸売市場の整備及び生鮮食料品の 安定供給と流通機構の近代化	21
34. 大都市交通網の整備と公営交通事業の推進	21
35. 水道事業の充実整備	21

記

1. 地方分権の確立

- (1) 地方分権の確立に向け、住民に一番身近な基礎自治体である本市などの大都市が、大都市圏の中核都市として、複雑かつ多様化する大都市特有の行財政需要に対応し、自主的で総合的な行政運営を推進できるよう、大都市が果たしている役割に見合った新たな大都市制度を創設するよう強く国に求められたい。
- (2) 地方税財政改革の推進については、今後大きくなる地方の役割を踏まえ、必要な地方財源総額の確保に努められたい。
については、消費税、法人税を含めた複数の基幹税からの税源移譲により、国・地方の役割分担に応じた租税配分を実現し、歳入構造を地方税中心とすることに努められたい。
- (3) 都市の役割分担にふさわしい大都市特例税制の創設や消費流通課税の配分割合の加算など大都市税財源の充実強化に向けた要望活動にも積極的に取り組まれたい。なお、法人実効税率の引下げを行うにあたっては、地方の減収について、国の責任において確実な財源措置を実施するよう強く国に求められたい。
- (4) 地方交付税の改革については、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率の引上げによって対応するよう努められたい。
- (5) 一括交付金による財政措置では、なお国の関与の継続が懸念されるため、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲されるよう求められたい。なお、一括交付金を国が導入するにあたって、必要な財源を確保するよう要望されたい。

2. 徹底した市政改革の断行

- (1) 大阪市政に対する市民からの信頼を回復し、また、極めて危機的な財政状況を克服し、ひいては市民サービスの一層の向上を図るため、市政改革基本方針に基づき市政改革を進めてきたが、その後の社会経済環境の激変により、さらに抜本的に取り組む必要がある。
そのため、新たな発想を取り入れ、経費の削減にとどまらず徹底した市政改革を断行されたい。行財政の効率化を図り、より一層の改革を進め、我が会派が提唱してきた「市職員定数の1万人削減」に引き続き取り組み、計画的な職員の新規採用にも留意しつつ、総人件費の大幅な縮減を図られたい。改革の推進にあたっては、市民サービスの低下を来さないよう留意するとともに、市民への説明責任を十分果たされたい。また、改革の取り組みとあわせて都市経営の観点に立ち、大阪経済圏の成長を図り、関西全体の持続的な成長・発展に貢献する都市としてあり続けるため、将来の税源の涵養が望める具体的な施策・事業について、大阪市経済成長戦略に基づき選択と集中による積極的な展開を図られたい。
- (2) 危機的な本市の財政状況に鑑み、大阪の持続的な発展が可能となるよう施策の選択と集中を図り、人件費、福祉費などあらゆる分野にわたって歳出を抜本的に見直すとともに、受益と負担の明確化を図り、負担の公平の観点から適正な賦課・収納率向上への取り組みによる歳入の確保を目指して、透明性を確保しながらスピード感のある財政構造改革に取り組まれたい。
また、市民・納税者の利便性に配慮しながら、効率的な税務行政の推進を図られたい。
- (3) 本市の財政状況が悪化するなかで、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確かつ効率的に対応し、真に必要な市民サービスを確保するため、官・民の役割を踏まえ、常に最も適切な者が担い手となるよう取り組まれたい。同時に、技能労務職員の給与水準については、地域の同業種の民間給与水準との比較を行うなど、市民の理解が得られるようさらなる見直しに努められたい。
市政改革を積極的に推進していくにあたっては、職制転換の必要性が求められることから研修の充実などにより、職員の再教育制度を充実させ、公務員としての資質の向上や能力の再開発に努め、その能力や実績をより的確に反映できるよう給与制度の継続的な検証・改善に取り組まれたい。
- (4) また、サービス・コンプライアンス研修等の充実・強化を行なうなど、職員の意識改革を進めて服務規律の確保や綱紀の保持を徹底されたい。
- (5) 特に、覚せい剤所持、公金横領等依然として職員による信じ難い不祥事が後を絶たない非常事態に陥っており、不祥事の根絶に向け抜本的に指導のあり方を見直すなど再発防止策を徹底して講じ、市民の信頼回復に全力を尽くされたい。なお、職員の不祥事が発生した場合には、迅速かつ厳正に対処し、処分の決定にあたっては、第三者による審査体制のもと、これまで以上に処分の公平性・客観性・妥当性の確保に努め、市民の信頼を損なうことのないよう適切に処分をし、再発防止に努められたい。
- (6) さらに、病気休暇・病気休職の不正取得の防止や勤怠不良職員に対する管理・指導を徹底し、改善され

ない場合は、職員の分限処分も含め厳格に対処されたい。

- (7) 外郭団体について、監理のあり方の見直し等だけにとどまることなく、所管局を超えた団体間の統合・再編などにより団体数を平成22年7月の1/3以下にすることを旨とするともに、外郭団体の存在意義と業務実績を常に認められるよう、各団体に対し業績評価制度を導入し、経営責任の明確化を図ること。また、本市の人的・財政的関与を大幅に見直し、団体運営の効率化を図るとともに、競争原理を導入して自主事業を推進し、団体の自立性の向上を図ること。特に、65歳を超えて外郭団体職員として雇用されている市OB職員については早期に見直すこと。さらに、団体が所有する資産について、専門家によるさまざまな角度から分析を行い、経営が良好な株式会社については、キャピタルゲインが出た時点で、市が所有する株式売却による完全撤退、外郭団体間での持株会社化、適正な配当の要求、株式上場など、団体の特性に沿ったストック活用を図ること。
(財)大阪国際平和センターや(財)アジア・太平洋人権情報センターなど府と市の共同出資の法人については、団体のあり方の検討や展示内容の見直しなど、一層の取組みを行うこと。
- (8) 地方分権の時代に対応した行政システムを確立するため、局・区における施策の選択と集中の取組みを一体的に示した運営方針を新たに策定し、取組みの進捗や目標達成状況について点検評価を行い、その評価結果を予算編成や次年度運営方針の見直しなど市政運営に反映させるようPDCAサイクルのさらなる推進に努められたい。
- (9) 全職員が一丸となって施策の推進に取り組むため、局・区の使命や目標を明確に示した局・区運営方針の策定・着実な実施を図るとともに、職員の前向きな姿勢を市政に反映させ、各局・区が主体的に創意工夫することができシステムの実現を図られたい。
- (10) 市民・職員からの批判がある労働組合との関係については、さらなる健全な労使関係を構築するため、引き続き予算の編成や組織・人事に関することなど管理運営事項については職制が責任をもって実施するとともに、交渉・協議のプロセスや結果等についても、引き続き情報公開の徹底を図られたい。また、組合への事務所スペースの便宜供与についても、事務所が市民の貴重な財産であることを十分認識し、今後も引き続き便宜供与のルールを厳守されたい。
- (11) 危機的な本市財政状況のなか、未利用地売却による財源確保を図ること。また、売却にあたっては、まずは、地元及び議会に対し説明責任を果たすこと。さらに、未利用地を取り巻く状況の変化等により、個々の土地の活用方針の再検討が必要なものについては分類の見直しを図ること。
- (12) 負の遺産の処理については、将来に経営破綻を来すことのないよう、経営再建や抜本的対策に全力を尽くすこと。

3. 都市再生に向けた取り組み

- (1) 都市の再生を図るため、「都市再生緊急整備地域」において、民間による都市開発を促進すること。あわせて、国で検討されている総合特区法（仮称）に関し、「成長戦略拠点特区（大阪駅周辺地区、夢洲・咲洲地区）」が「国際戦略総合特区（仮称）」に地域指定されるよう取組むこと。
- (2) 大阪圏の中心にある大阪駅北地区は、平成16年7月に策定された基本計画のもと、民間開発を誘導するため必要となる都市基盤施設の整備に取り組まれたい。あわせて、先行開発区域における民間開発と連携し、必ず成功させるという強い決意をもって、新たなイノベーションを創出する仕組みづくりや魅力ある都市環境の創出に向けたエリアマネジメントの推進に取り組まれたい。また、中之島西部地区では、水と緑に恵まれたステータス性のある都心のビジネス環境や歴史性を生かした民間開発促進の条件整備を進め、国際文化交流ゾーンの形成に努められたい。
- (3) 都市の再生には経済の活性化が不可欠であることから、新しい価値を生み出す科学技術の振興を図るとともに、産学官の連携を強化し、関西の優位性を生かせるとともに、今後の成長が期待される「ロボット」「健康・予防医療」「IT」関連の3つの都市型重点産業分野の育成・振興に努められたい。
- (4) 大阪の活性化とさらなる集客力の向上につなげるため、これまで整備してきたハードや歴史的・文化的資産、例えば大阪のシンボルである御堂筋や、道頓堀川をはじめとする「水の回廊」、水の都大阪の中心地域である中之島、日本三大祭りの一つである「天神祭」など、「大阪ならでは」の魅力を活用したにぎわいの創出、集客機能の向上につながるソフト施策の実現を図られたい。とりわけ観光庁における「観光立国」の実現に向けた施策と連携するとともに、国や他の自治体との広域連携により、国際競争力の高い魅力ある観光地を形成し、国内外からビジターの獲得に努めるとともに、花と緑・光と水あふれるまちづくりや地域の特色を生かした魅力開発に努めるなど観光施策の推進を図られたい。

- (5) 景観法を効果的に活用することにより、住む人や大阪を訪れる人々が大阪に美しさや魅力を感じて、快適に暮らし、活動できるように、民間の活力を生かしながら、集客の拠点となるエリアや都心のにぎわい空間などの景観の向上とともに、歴史・文化資源など地域の特性を生かした美しく風格のある都市景観の創出を図られたい。
- (6) 創造的人材の育成・交流機能の強化を図るため、大学等との連携強化と立地の促進に取り組むとともに、内外からの企業誘致、投資の呼び込みを進めるため、積極的なシティプロモーションを展開されたい。また、大阪の顔ともいべき市長自らによるトッププロモーションを効果的に展開されたい。
- (7) 成長産業分野の事業所や工場などの立地・定着をしやすいするため、市内への設備投資を促進する支援制度を実施し、積極的にPRされたい。

4. 新しいまちづくりの推進

- (1) 国際化・情報化が急速に進展し都市間競争が本格化する21世紀において、本市が将来にわたって持続的な発展を確保していくためには、時代に即した都市機能を備えたまちづくりを着実に進めていく必要がある。とりわけ、臨海部は大阪市に残された貴重な都市空間であり、一層活用していくことが喫緊の課題である。こうした観点から、社会経済情勢の変化を的確にとらえ、新臨海部の活用推進や在来臨海部の活性化など、時代のニーズに対応した新しいまちづくりに積極的に取り組まされたい。
- (2) スポーツアイランドの活性化に向けた取り組みを進められたい。
- (3) 観光産業の振興を推進するにあたっては、大阪城・USJ等の観光施設の集客効果を生かして、国内外における観光プロモーションを一層強化するとともに、大阪の知名度向上と集客力の強化に資するために、大阪ロケーション・サービス協議会と連携し、国内外の映画・テレビドラマ等の撮影の誘致に努力されたい。また、これまで整備してきた施設などを活用したソフト施策に力を注ぎ、集客魅力の創出、安価で便利な周遊券の発行・運営、観光案内機能の向上や観光バスの乗降場等の確保などなど外国人旅行者を含むビジターの利便性と周遊性を高め、宿泊・滞在型の観光を一層推進されたい。
さらに、水の都大阪の再生に向け、都心の水辺を生かしたまちの魅力づくりに積極的に取り組まされたい。
- (4) 中央公会堂や再整備した中之島公園など中之島ゾーンの豊富な自然資源、歴史・文化資源をはじめ、世界からも高い評価を受けている文楽などの伝統芸能についての情報発信を一層強化するとともに、エコの観点にも配慮した効果的なライトアップやOSAKA光のルネサンス等の集客イベントの充実などにより、集客面からの魅力向上を図られたい。
また、市民が主体となって魅力あるまちづくりに取り組む気運を高め、大阪ならではの観光資源を発掘するため、来訪者との交流を進める市民主導型「まち歩き」等の「コミュニティ・ツーリズム」事業の推進に取り組まされたい。
- (5) これまで構築してきた姉妹都市をはじめとする国際的な都市ネットワークに加え、新たに伸張著しく交流が期待できる都市や地域との協力関係を深めながら、幅広い分野での国際交流、国際協力を一層推進するとともに、これらを通じて世界に向けて大阪の都市魅力を積極的に発信するほか、大阪国際交流センターや国際学校など市内諸施設の有効活用により総合的な国際化施策に取り組まされたい。
- (6) 誰もが、安全・快適に移動ができ、人々が集まり交流する活気とにぎわいのある大阪づくりのために、大規模ターミナルをはじめ民間鉄道を含む駅周辺で一体的な交通バリアフリー化の推進を図られたい。

5. 大阪経済の活性化と雇用対策の推進

ものづくりは、他の産業への波及効果も大きく、大阪経済の持続的な発展のために大きな役割を果たしており、その育成・支援は極めて重要である。

大阪市内においては、こうした基幹的な産業であるものづくりについて、西部臨海部や東部地域に代表される地場での集積があるが、それぞれ得意とする技術や製造する品目が異なり、集積する各企業間であっても、そのニーズは更に多岐に渡るものになっている。

こうした企業のニーズを的確にとらえ、区役所とも連携して、本市支援施策の浸透を図るとともに、企業の実態やニーズに応じたきめこまやかな支援を行うことが必要であり、地場の基幹産業の集積の力を大阪市経済の活性化に波及させていくことも重要である。

また、ものづくりの国内外での販路を開拓するため、例えば市役所1階の玄関ホールを利用した企業の活動についての展示等を行ったり、将来的にインテックス大阪等を利用した大規模な「中小企業EXPO」を開催するなど、産業創造館や工業研究所などの支援機関も一体となって大阪のものづくり企業の実力

を広くアピールするような取組を積極的に行われたい。

- (1) 「成長戦略拠点特区（大阪駅周辺地区、夢洲・咲洲地区）」の実現をめざした取り組みを進めるとともに、本市として効果的な施策・事業に一体的に取り組むことが必要であり、産学官連携による知的創造活動の強化や成果の事業化・新ビジネスの創出を促進するなど、大阪経済の活性化に努められたい。
また、「環境・エネルギー」や「健康・医療」をはじめ、大阪の強みを活かすことができるとともに、今後市場の成長が期待される産業分野への中小企業の参入を促進されたい。
- (2) 景気が低迷する中、厳しい経営環境にある中小企業に対して、資金支援面での迅速な対応を図られたい。また、将来性や意欲のある中小企業の資金調達を支援するため、「大阪産業創造館」の中小企業支援機能や地域金融機関との連携強化により融資制度の充実に努められたい。あわせて中小企業融資制度を支える信用保証協会の経営改善を図られたい。
- (3) 雇用情勢が悪化しつつあるなか、大阪経済の活性化を図り、雇用の確保・創出につなげるため、競争力のある強い中小企業の育成や創業の促進に努められたい。このため、経済情勢や企業実態の把握と施策の立案機能を充実するとともに、中小企業総合支援拠点である「大阪産業創造館」の機能を充実し、創業・新事業創出・経営革新支援事業等に取り組むほか、次世代産業の育成に向けたインキュベータの機能の充実に努められたい。
- (4) 大阪におけるロボットテクノロジー分野の産学官連携を強化し、ロボットラボラトリーを中心とした共同研究開発や実証実験、プロモーションの取り組みなど、次世代ロボット産業の飛躍的な発展を目指して取り組まれたい。
- (5) 健康・予防医療関連産業分野において、事業化を支援する仕組みをさらに充実し、新商品・サービスの開発や産学官と連携を進めることにより、健康・予防医療産業の先進地域を目指して取り組まれたい。
- (6) 大阪に多く集積するデザイン、コンテンツ、広告などのクリエイティブ企業のネットワークを拡大し、デザイン性や企画・販売力のある製品・サービスの開発に向けてものづくり企業との協働を促進するなど、クリエイティブ関連産業の振興に取り組まれたい。
- (7) 大阪経済を担う新産業の創出が求められており、高度な技術力を産業振興に生かすため、特許など知的財産の活用を促進する支援策の強化をはじめ、大学や工業研究所など研究機関が有する研究成果と地域の企業ニーズとをより効果的に結びつけ、事業化を目指すプロジェクトの創出を図るなど、関係部局が一体となった産学官の連携強化の取り組みに努められたい。また、本市ものづくりの強化・再生に向けて、地方独立行政法人化した工業研究所の機能強化や、区役所等と連携した地域の産業ネットワークづくりの支援など、市内の工業集積を維持・発展させるための施策の充実に努められたい。
- (8) 中小企業や業界団体、商店街などの受発注や販路拡大など経営力強化のための支援とともに、中小企業の人材育成や確保に努められたい。
- (9) 地域商業の活性化に向けて、商店街や小売市場などが地域団体等と連携しながら新たな魅力づくりに取り組む活動を支援するなど、ソフト面での支援策の充実に努めるとともに、商店街の経営環境が厳しくなる中で、アーケードの維持管理や撤去に向けた支援を引き続き行われたい。
また、大規模小売店舗の出店にあたっては、地域社会と共存が図られるよう、十分な対策を講じられたい。
- (10) 在阪中小企業が海外展開していく際、海外で「売れる」製品の開発や海外における販路拡大ができるよう、海外の市場動向やニーズを企業へ情報提供するとともに、海外見本市等を活用した商談サポートを行うなど、海外事務所やビジネスパートナー都市などのネットワークを最大限活用しながら、国内外の関連機関と連携し、アジアを中心とした国際ビジネス活動支援を促進されたい。
また、内外企業の誘致は雇用創出につながることなどから、進出助成やプロモーション活動の充実に努めるとともに、積極的な取り組みに努められたい。
- (11) 大阪市発注工事においては、本年6月から大規模な最上位等級の工事を除いて、市内支店業者の入札参加を認めないなど、市内本店業者の優遇措置が講じられたところであるが、今後その効果を十分に検証されたい。また、昨今の厳しい経済状況により公共事業の発注が減少している中、過度に低い価格で落札した企業における労働条件の悪化や、安全対策の不徹底も危惧されるところである。本年4月からは低入札価格調査制度の適用範囲の見直しが行われたところであるが、さらに市内中小企業育成の観点から、最低制限価格等についても、国の基準並みに引上げることが検討されたい。あわせて、不良不適格業者の排除についても引き続き鋭意努められたい。
- (12) 雇用状況の改善を図るため、国・府と連携しながら若年者や高齢者など就職に向けた支援が必要な人への就業を支援するため、職業相談や職業紹介事業の推進を図られたい。また、若年者の就業に向けた自立支援の充実に努められたい。

6. 情報化の推進

- (1) 行政におけるITの活用を推進し、より一層の市民サービスの向上並びに行政運営の効率化・高度化を図るなど、電子自治体の取り組みを積極的に進められたい。
- (2) 高度情報通信社会に対応したまちづくりを進めるため、高度な情報通信基盤の整備を促進するとともに、産学官連携による先進的なIT実証実験やさまざまな分野におけるITの利活用を促進するなど、情報化の推進に積極的に取り組み、ユビキタスシティの実現に向けた施策を推進されたい。
- (3) 「教育の情報化」を推進するための環境整備に努められたい。
- (4) ITを活用し、市民の声のデータベースの活用を図るとともに、市政情報を積極的に発信し、大きく飛躍する新しい大阪を広くPRされたい。
- (5) 情報化の推進、環境対策、コスト削減の観点から、印刷物の整理統合などにより紙の減量化に努められたい。

7. 同和行政の収束

地对財特法期限後に見直しを怠ってきたことを踏まえ、関連事業等については、総点検調査結果に基づく方針に沿って、完全に収束すること。

8. 総合的な福祉の推進

社会福祉の基礎構造改革、介護保険制度、障害者自立支援法など福祉にかかわる諸制度は、近年めまぐるしく変革を続けている。真にサービスを必要とする市民に必要なサービスを提供できるよう、受益と負担との関連に配慮しつつ、複雑多様化する市民の福祉ニーズに的確に対応するとともに、サービス利用者を保護する諸制度の拡充を図られたい。

また、「大阪市地域福祉計画」に基づき、地域福祉を推進するための仕組みづくりを進めるとともに、「大阪市次世代育成支援行動計画」及び「大阪市障害者支援計画」並びに「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、各施策を着実に推進されるなど、総合的な福祉の推進を図られたい。

さらに、障害者や高齢者をはじめとするすべての市民が安心して快適に行動できるよう「ひとにやさしいまちづくり」の整備を積極的に推進されたい。

- (1) 児童虐待防止法改正の趣旨を踏まえ、虐待の予防及び早期発見から虐待を受けた児童の保護及び自立支援まで、児童を虐待から守るための総合的な施策を推進されるとともに、その中心となるこども相談センターの機能強化や児童虐待防止地域ネットワークの充実を図られたい。
- (2) 現在、国において障害者自立支援法を廃止し、新たな制度が検討されるとのことであるが、現行制度の間は、障害福祉サービスの利用者負担の軽減を図り、サービス利用の促進に努めるとともに、事業者の新事業体系への円滑な移行とサービス提供基盤の確保に努められたい。
- (3) 障害者の就業支援策や地域における自立生活の推進のため、グループホームの整備など在宅福祉施策の充実を図られたい。
- (4) 障害者自立支援法施行後の市の実情を踏まえ、利用者が安心して適切なサービスが受けられるよう、利用者負担やサービス報酬体系などにかかる必要な改善について、国に対して要望されたい。
- (5) 特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護拠点の建設を促進するとともに、介護療養型医療施設の円滑な転換に取り組むなど介護基盤の充実を図られたい。
- (6) リハビリテーションの利用者が、医療から介護に移行しても、ニーズに沿ったサービスを一環して受けることができるよう、制度の充実について国に対して要望されたい。
- (7) 介護が必要な状態になることを予防する観点から、要介護認定で「自立」と認定された高齢者に対する介護予防事業の充実を図られたい。また、より身近なところで介護予防のマネジメント及び総合相談等を行えるよう地域包括支援センターの充実を図られたい。
- (8) 「介護保険事業」については、効率的・効果的な運営ができるよう、所要の措置を講じられたい。また、「おおさか介護サービス相談センター」が利用者・事業者から中立的な立場で苦情解決を図れるよう努めるとともに、市民への広報・啓発の充実を図られたい。
- (9) 「大阪市地域福祉計画」に基づき、策定された各区のアクションプランを推進するとともに、市民が自ら福祉サービスを適切に利用できるよう、情報提供、権利擁護、苦情解決などのシステムの充実を図り、総合的な地域福祉を推進されたい。
- (10) 増大する福祉ニーズに対応するため福祉人材確保施策とともに、ボランティア活動の育成支援策を講じられた

い。

- (11) 敬老優待乗車証交付制度（敬老パス）については、時代に合った制度として堅持されたい。
- (12) 弘済院については、福祉と医療の機能を抜本的に見直すとともに、民営化を進め、そのあり方を早急にまとめられたい。

9. 生活保護制度の抜本的改革と適正化の推進

生活保護制度は、昭和 25 年の制度創設以来、抜本的な改革が行われず、制度疲労を起こしており、社会保障制度の枠組み全体のあり方を踏まえた生活保護制度の抜本改革が求められている。また、生活保護はナショナルミニマムとして、国の責任において実施されるべきであり、全額国庫負担による財政措置が不可欠であることから、早急な制度の抜本的改革と全額国庫負担による財政措置が図られるよう、引き続き国に対し要望されたい。

また、生活保護費は平成 21 年度一般会計決算の約 16%を占めるに至るなど、本市の財政を大きく圧迫している。また、不正受給、貧困ビジネス及び医療扶助の問題から、市民の制度への不信感が高まっている。制度に対する市民の信頼を回復するためにも、現行制度の下で実施可能な適正化策に引き続き取り組まれたい。

- (1) 「生活保護制度に関する国と地方の協議」を再開するとともに、大阪市の参加が図られるよう、国に要望されたい。
- (2) 生活保護の実施にあたっては、ケースワーカーをはじめとする人件費・事務費を含め、全額国庫負担とすることを国に要望されたい。あわせて、リーマンショック以降の生活保護費の急増に関する財政負担を緊急的に国に求められたい。

また、住所不定者について、相談を受けた自治体が実施責任を負う原則を徹底するとともに、緊急的措置として、居住地不定者等にかかる生活保護費を全額国庫負担とすることを国に求められたい。

- (3) 稼働世代の有期保護、年金制度と整合のとれた高齢者のための生活保障制度を創設するとともに、ボーダーライン層が生活保護へ移行することを防止するための雇用、労働施策の拡充を進めることを国に要望されたい。
- (4) 保護費の約半分を占める医療扶助について、一部負担金の導入、過剰な医療を客観的に審査できる仕組み・基準の設置を国に要望するとともに、不正請求対策等、医療扶助の適正化に引き続き取り組まれたい。
- (5) 生活保護法 29 条に基づく資力調査等にかかる関係機関（金融機関等）に対する回答義務づけや調査にかかる本人同意の不要化等、実施機関の調査権限の強化を国に要望するとともに、不正受給対策に引き続き取り組まれたい。
- (6) 不正受給や貧困ビジネスの介在を排除するため、現物給付の拡大に引き続き取り組むとともに、家賃の代理納付の民間住宅への拡充に取り組まれたい。
- (7) 貧困ビジネスに対する適切な法規制と必要な対策に要する経費への国による財源措置等を国に要望するとともに、貧困ビジネス対策に引き続き取り組まれたい。
- (8) 中国残留邦人の子孫等の処遇については、「生活上国又は地方公共団体の負担となるおそれのある者は本邦に上陸することができない。」という出入国管理及び難民認定法の趣旨の徹底及び国としての考え方の整理と制度の確立が図られるよう、国に要望されたい。

10. 国民健康保険財政の確立

国民健康保険の財政健全化を図るために給付費の適正化を推進するとともに、被保険者間の負担の公平性を確保する観点からも効率的・効果的な収納率向上の取り組みを行い、保険料収入を確保するなど収支の均衡を保つよう努められたい。また、国の「高齢者医療制度改革会議」の中間とりまとめにおいて、「国保運営については、全年齢を対象に都道府県単位化を図る」とされたことから、長期に安定した運営を図れるよう、その実現に向け要望されたい。

さらに、国保の広域化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの抜本的な改革を国に強く要望されたい。

11. 総合的なホームレス対策の推進

地域住民が良好な環境の中で暮らせる地域社会とするため、全庁的なホームレス対策の推進に向け、相談体制の強化や自立支援センター及び保健医療対策の充実も図るとともに、公園や道路の機能の正常化に向けた実効

性のある施策の推進に努められたい。特に、ホームレスの自立にあたっては就労支援が重要な問題であることから、行政機関、経済団体、労働団体で構成される「大阪野宿生活者（ホームレス）就業支援協議会」や国の委託事業である「大阪ホームレス就業支援センター」を通じて、新たな就労先の開拓など、総合的な対策を一層推進されたい。

また、ホームレス問題は、一地方公共団体の取り組みだけでは解決し得ない都市問題であることから、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定され、法に基づく基本方針が国により策定されており、今後、ホームレス対策を総合的に推進するため、国に対して自立支援事業に対する財政措置（10/10補助）の恒久化や、公共施設管理規定の見直し、さらに、全面的に公的扶助に頼ることなく、自らの意思で自立して生活できるように支援する観点から実効性のある特別就労対策事業等について引き続き検討し、実現するよう要望されたい。

12. 保健・医療施策の充実

- (1) 少子化社会の中、安心して子どもを生み育てることができ、子どもたち一人ひとりがいきいきと輝き、伸びやかに育つ環境を創出することは非常に重要である。このような次世代育成支援の観点からは、すべての子どもに等しく医療を提供すべきであり、現在大阪府下においても堺市をはじめ、24市町村が乳幼児医療費助成の所得制限を設けていない。
よって大阪市内においても乳幼児医療費助成の所得制限を廃止されたい。
- (2) 地域保健行政の充実強化を図り、がん検診などの健康診査事業の拡充をはじめとする生活習慣病対策の強化や市民の健康づくりを進めるとともに、高齢社会に対応した介護老人保健施設の整備促進など、保健・医療面からの在宅高齢者対策などを推進されたい。
また、大規模食中毒事件などの健康危機管理体制の充実を図られたい。
- (3) 夜間・休日診療体制及び救急医療体制の整備促進を図られたい。また、夜間における歯科救急医療体制の充実を図られたい。
- (4) 休日、夜間の精神科救急医療体制の充実を図られたい。
- (5) 大阪市内における結核事情を改善するため、DOTSを中心とした結核対策の推進を図るとともに、今後発生が危惧されている病原性の高い新型インフルエンザ、ウエストナイル熱等の新興・再興感染症等やエイズ、O157、ノロウイルスなどに対応し得る総合的感染症対策を推進されたい。
- (6) 新型インフルエンザをはじめとした健康危機管理事象が発生した際には、学校園との連絡・協力体制に基づく連携を図るなど、より一層の健康危機管理体制の強化を図られたい。
- (7) 「すこやか大阪21」の着実な推進を図られたい。
- (8) 輸入食品の安全性確保のため国に対して対策の強化を要望するとともに、大阪市内においても検査を強化されたい。
- (9) 市民が安心して適切な医療を受けられるように、総合医療センターや十三・住吉市民病院・市立大学医学部附属病院における医療面での機能分担を明確にするとともに、各病院間の連携を深めるなど、ソフト面でのネットワーク化を図られたい。
- (10) 市民病院のより一層の経営健全化に努め経営基盤の確立を図り、救急医療、精神医療など政策的医療についても充実を図るなど、将来にわたって安心・安全な医療を継続して提供していくこと。また、医師・看護師等の人材の確保に努めること。
- (11) 住吉市民病院においては、早急に医療機能を明確にし、建替整備を推進されたい。
- (12) 南港ポートタウンの地域医療対策も含めベイエリア地域については、総合的な医療施設の誘致について十分に配慮されたい。

13. 教育の充実と施設整備

- (1) 授業及び特別活動において、知識・技能を有する社会人を活用できるよう学校支援人材バンクを充実させるとともに、地域・区の歴史や伝統・文化の教材化等を進め、郷土大阪を大切にすることを育むため、「大阪らしさ」を生かした教育を推進するなど、教育改革を着実に推進されたい。
- (2) 管理職研修の充実強化を図られたい。
- (3) 初任者研修や教育センターにおける研修内容の充実など、教員の資質向上に向けて、なお一層の研修制度の充実を図るとともに、指導力不足等教員については、「指導が不適切である教諭等への対応システム」を活用し、厳格に対処されたい。

- (4) 全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、児童・生徒の学力向上に資するため、習熟度別少人数授業など、個に応じた指導の充実を進めるとともに、そのために必要とされる優秀な教員を確保されたい。また、すべての学力の基礎となる言語力の育成に努められたい。
 - (5) 学習意欲の向上と、自学自習の定着のため、放課後に児童の自主学習を支援するなどの取り組みを進められたい。あわせて、土曜日に自主学習できる学習環境整備に向けて研究されたい。
 - (6) 小中学校等の教職員にかかる給与負担の道府県から政令指定都市への移管にあたっては、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うとともに、税源移譲による財源措置を大前提とするよう、国及び府に要望されたい。
 - (7) 老朽化した校舎及び講堂兼体育館の改築並びに補修整備（特に校舎美装、便所の改修、プールの改修、給水設備の整備、床の張りかえ）については、安全確保を第一に考え、速やかに実施するとともに学校施設の耐震性の向上・確保にも努められたい。
また、校舎等の改築にあたっては、従来の発想にとらわれず、特色ある学校づくりに向けた工夫を講じられたい。あわせて、学校緑化を推進されたい。
 - (8) 特別支援学校の教室不足やスクールバスの長時間化を解消するとともに、障害児の卒業後の社会参加を促進するため、職業教育・進路指導の充実を図られたい。
 - (9) 部活動の活性化を図るため、具体の検討を行い、抜本的な対策を講じられたい。
 - (10) 体験を重視した教育活動を通じて、郷土を愛し、「公共」の精神を涵養する教育を進めるなど、児童・生徒の心の教育の充実を積極的に図られたい。
 - (11) 家庭・地域と連携して登下校時等の安全対策を進めるなど、子供の安全確保を図るとともに、地域に開かれた学校づくりを進められたい。
 - (12) 地域による学校支援の取り組みや、医療的ケアが必要な児童・生徒への支援などについては、本市が他の市町村と等しく大阪府の施策による支援が受けられるよう措置を講じられたい。
 - (13) 特別支援学校の設置義務について、特別支援学校の整備・維持運営に係る財源の移譲を含めて、設置義務を本市に拡大できるよう、国に対して要望されたい。また、府に対して、現行の法令に基づく設置義務者として、補助金の交付を含めその責任を果たすよう要望されたい。
 - (14) いじめや「不登校」、さらに「学習障害（LD）」など学校教育が直面する課題について教育相談事業の充実をはじめとした十分な対策を講じられたい。とりわけ「いじめ」問題については、いじめを生まない学校づくりを進めるとともに、いじめに至るまでの初期の段階で適切に対応することを徹底されたい。また、いじめ問題が生じたときには、速やかに教育委員会に報告し、解決に向け連携して取り組むことの周知徹底を図られたい。
あわせて、いじめにより心身の安全が脅かされているような悩みを持っている児童・生徒について、指定外就学ができる制度の弾力的運用に努められたい。
 - (15) 放課後児童の健全育成については、すべての児童を対象とした児童いきいき放課後事業と留守家庭児童の利用実態を踏まえた活動内容等の充実強化に努められたい。
 - (16) ネイティブスピーカーを活用した小学校からの英語教育、帰国した児童・生徒の教育の充実など、国際理解教育を推進されたい。
 - (17) 全校園において学習指導要領の趣旨に則り、卒業式や入学式及び運動会等の学校行事において国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう各校園長に指導の徹底を図るとともに、音楽の授業において国歌の指導を行うよう取り組まれたい。
 - (18) 卒業式・入学式をフロア形式で行っている学校については、児童生徒・保護者・地域の願いをふまえ、適切な形態での実施となるよう図られたい。
 - (19) 公共の施設としての学校においては、日々国旗が掲揚されるよう努められたい。
 - (20) 郷土を愛する心を育むために、学校行事などにおいて、大阪市歌に親しむ取り組みを進められたい。
- 舘 運動会、体育大会の開会式、閉会式の内容及び小学校の運動会においては、「男女別徒競走」や「選抜リレー」の実施また「等旗の活用」など、種目やプログラムの決定については、前例や教員の意見ではなく地元の意見を聞き、適切に決定されたい。
- 菟 修学旅行の実施については、御皇室に対する敬意を養うため皇居への訪問や、歴史的・文化的な観点から靖国神社、伊勢神宮、遊就館、知覧特攻平和会館など、教育的効果の高い場所を訪問するよう取り組まれたい。
- 媛 障害児の学校生活の充実と開かれた学校づくりのため、学校へのエレベーター設置事業を一層推進されたい。
- 妊「学校規模・配置の適正化に関する答申」を踏まえ、具体的方策に取り組まれたい。
- 嫺 もと学校用地の活用については、これまでの学校と地域とのつながりに配慮し、教育関連施設の誘致を含め、

まちづくりの視点をもって慎重に進められたい。

鷓 小中学校の通学区域について、弾力化や地域の実績に即した変更など、そのあり方について検討されたい。

焔 少子化や学校の小規模化が進む現状を踏まえ、子供の集団活動や学校行事の活性化等につながる、小中学校間で一貫した連携・交流システムについて検討するとともに、施設一体型の小中一貫校についても研究を進められたい。

總 給食調理員の給食調理業務について抜本的な見直しを図り、また、管理作業員の学校環境整備業務についても、地域の力を得るなどして見直しを図られたい。

焔 食育基本法や大阪市食育推進計画を踏まえ、小学校段階からの食に関する指導の充実を図るとともに、食育を推進する観点からも、中学生の昼食の一層の充実に努められたい。

焔 特別支援学校及び特別支援学級への冷房設備の設置を完了するとともに、小・中学校における暑さ対策について総合的に課題を検討されたい。

焔 学校の暑さに関する実態調査の実施・検証を行い、緑のカーテンやミスト散布などの暑さ対策の充実に取り組まれたい。

14. 高校教育の整備充実

- (1) 21世紀の人材育成のために、教育内容・方法を検討し、個性重視の方向で特色ある市立高等学校づくりを推進されたい。
- (2) 少子化や社会の変化に対応し、全日制及び定時制高等学校の大胆な再編・整備を進められたい。また、時代に対応した高度な高等専門学校について検討されたい。
- (3) 高校生に対する奨学金制度を充実されたい。

15. 市立大学の整備充実

公立大学法人による独立行政法人化の趣旨に沿った教育研究活動の活性化と健全な大学運営のため、大学改革の一層の推進と、キャンパスライフ向上のための施設の整備充実や以下に掲げる項目等の充実が図られるよう、大学支援に努められたい。また、国立大学法人と比べて運営上の制約の多い地方独立行政法人法について、国に対する積極的な制度改善要望に努められたい。

- (1) 海外の学生・研究者との交流促進や英語教育等の充実により、国際社会で活躍できる人材の育成とともに、社会人の高度なりフレッシュ教育に応えるための大学院創造都市研究科等の充実。
- (2) 総合大学の利点を生かして学部の特長にとらわれない研究活動を促進し、市立大学が有する先端技術等の産業界への移転や新産業の創出など産学官連携の推進とともに、工業研究所、環境科学研究所等、本市の研究機関との連携を強化し、市政のシンクタンクとしての機能の発揮。
- (3) 医学部附属病院は教育・研究機関としての性格をあわせもっているが、医療機関としてなお一層の経営健全化と特定機能病院として、より一層高度で先進的な医療の提供。

16. 生涯学習の推進と文化・スポーツの振興

- (1) 総合生涯学習センターのもと総合的に生涯学習を推進するとともに、交通至便で市民が気軽に学べる市民学習センター等生涯学習施設の活用を進められたい。
- (2) 図書館ネットワークの一層の活用に努められたい。
- (3) 大阪の持つ歴史的・文化的資源を活用し、科学体験・自然体験などを通じて大阪のよさを再発見するための生涯学習機会の充実を図られたい。
- (4) 社会教育施設等においては、体験学習の場となるよう学校教育との連携を密にするとともに、博物館施設の連携を強化するよう取り組まれたい。
- (5) 学校の施設や機能を積極的に活用し、特別教室や校庭・体育館・プールの開放など文化・スポーツの振興に努められるとともに、高等学校・大学での開放講座の開設を推進されたい。
- (6) 市民に親しまれ大阪を代表するエリアとして、大阪城公園・難波宮跡公園から四天王寺に至るエリアを歴史ロマンあふれる整備・活用に努め、世界遺産の登録に向けた取り組みを積極的に図られたい。また、もと市立博物館を活用するなど、大阪城エリアの魅力向上に取り組まれたい。
- (7) 市民が生活の中で芸術・文化を楽しめるまちづくりを進めるため、「芸術文化振興条例」に則った芸術・文化の振興を図られたい。
- (8) 新しい感性に満ちたオリジナルな文化の創造や情報発信力を高めるため、文化施設間の連携や既存施設の有効

活用を図るなど効率的な文化事業の展開を図られたい。

また、公園や公共スペースを青少年の音楽活動などの練習場や発表の場として開放するなど、青少年の活動を支援されたい。

- (9) 文化団体に対する助成の拡大や文楽等の伝統芸能の普及・振興を図るとともに、伝統芸能を活用した観光メニューの創出など、市民・ビジターの鑑賞の機会の創出に努められたい。
- (10) 文化の発展に貢献する近代美術館の整備にあたっては、民間資金の活用も視野に入れた具体的な方策を検討するとともに、中之島のまちづくりや賑わいという観点も取り入れ、都市の創造性を向上させる取り組みを進められたい。
- (11) 市民の誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができるよう、スポーツの楽しさがあふれるまち大阪の実現に向け、総合型地域スポーツクラブの拠点づくりに積極的に取り組まれたい。
- (12) 障害者のスポーツの振興を図り、社会参加を一層促進されたい。
- (13) 市民にとって魅力ある国際競技大会を招致・開催するなどスポーツを通じた国際交流を推進されたい。

17. 少子化対策の推進

人口減少、合計特殊出生率のさらなる低下に歯止めをかけるため、出産は家庭内の個別の事情であるとはいえ、保育所待機児童の解消をはじめとする、安心して子供を産み育てることが可能な社会的環境づくりに重点的に取り組み、以下に掲げる項目の充実に努められたい。

- (1) 子供を健やかに産み育てられる環境の整備を図るため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の推進に努められたい。
- (2) 民間保育所整備の新築や増築、分園整備、認定こども園、保育ママ事業により総合的に待機児童の解消を図るとともに、保育時間の延長や休日、夜間、一時保育など多様なニーズに対応できるよう、公立保育所の民間委託化を積極的に進め、さらに民間保育所に対する助成の充実に努められたい。
- (3) 子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、地域子育て支援拠点事業を拡充されたい。とりわけ東成区など、保育所地域子育て支援センターの未設置区については、既存施設を活用するなど、できるだけ早期に設置されたい。
- (4) 私立幼稚園については、保護者負担の軽減及び公私間格差是正の観点から、就園奨励費や幼児教育費の補助単価の引き上げを図るとともに、預かり保育など、多様な保育ニーズに対応できるよう、助成を拡充されたい。また、国に対して、私立幼稚園の設置許認可等に関する権限の移譲及び私立幼稚園への助成に要する財源について、税源移譲により措置されるよう求められたい。
- (5) 公立幼稚園については、地域ニーズに沿って統廃合も含めて柔軟にそのあり方を検討されたい。
- (6) 土地の高度利用が進んでいる都市部において、保育所・幼稚園・学校等の園庭で必要な日照を確保するため、関係法令等の整備を国に要望されたい。加えて、保育所・幼稚園・学校等の園庭への日影の影響が大きい建築計画については、必要に応じて建築主に対して、周辺の方々への事前説明を十分に行うよう行政指導を徹底されたい。また、日影の影響を少なくする建築形態について自主的なルール作りができる建築基準法に基づく建築協定制度の周知に努められたい。
- (7) 若い世代が住む活力あるまちづくりを進めるため、家賃補助制度などの新婚世帯向け住宅施策や、子育て安心マンション認定制度、分譲住宅購入融資利子補給制度などの子育て層向け住宅施策を一層推進されたい。
- (8) 医療保険の適用外となっている不妊治療を保険適用とするとともに、女性が安心して子供を産むことができるよう妊娠・出産は病気ではないという通説を乗り越え、妊婦健診も保険適用とし、さらに出産にかかる費用の原則無料化が図られるよう国に要望されたい。
- (9) 少子化対策の重要性が増す中、講座や交流会など、結婚を願う独身男女の出会いのきっかけづくりについて、本市の関与を検討されたい。

18. 三世代同居の促進

祖父母を中心とした三世代家族同居は、昔ながらの大家族であるため、祖父母から歴史、文化、風習を孫へ伝える環境が整い、躾や教育の第一義的な家庭の責任を果たすことができる。三世代家族同居であれば、親が祖父母に自分の子どもを預けることが可能で、親自身が自分の時間を持つことができるのに加え、祖父母もまた孫と一緒に楽しい時間を過ごすことができる。

他にも三世代で生活する利点はあるが、これらにより保育所（特に休日・夜間・病後児）、放課後事業、孤独死、認知症防止、介護サービス、生活保護、医療費、防犯のほか、多くの問題が解決され、行政サー

ビスを軽減することが可能になり大幅な財政削減にも繋がる。
よって三世代同居の推進につながる総合的な促進計画、ビジョンを作成し、それに基づいた施策を進められたい。

19. 青少年の健全育成の推進

- (1) 青少年の健全育成を図るため、総合的な青少年施策の推進に努められたい。
- (2) 教育環境保全条例の制定など、学校周辺の良好な教育環境の確保に努められたい。
- (3) 子供や家庭を社会全体で支援し、健やかに成長できる環境づくりを図るため、児童育成施策の推進に努められたい。特に、地域における推進組織としての各区「青少年育成推進会議」活動の充実を図られたい。
- (4) 青少年が豊かな心を育むことができるよう、地域において世代間の交流事業を推進されたい。
- (5) 青少年指導員、PTA、子供会育成連合協議会等の充実強化を図られたい。
- (6) 子供たちが様々な体験活動を通じて、個性と創造性を伸ばし、自己の可能性を広げる施策の充実を図られたい。

20. コミュニティづくりの推進と区政の充実

- (1) 条例に基づき、NPO（民間非営利活動団体）の主体性を尊重しつつ、その活動が推進されるよう施策を講ずるとともに、効果的・効率的な行政運営に向け、これら市民公益活動との連携、協働の一層の促進を図られたい。
- (2) 地域コミュニティ活動をよりきめ細かく支援するためには、柔軟な対応が可能な大阪市コミュニティ協会による支援が重要である。各区支部協議会においては、区役所・事業所業務等との役割分担を整理し、双方連携のもと地域コミュニティづくりの拠点として、地域住民や市民活動団体等と協働した各種事業を実施するなど、その機能の充実強化を図られたい。
- (3) （仮称）地域活動協議会については、拙速を避け、画一的に仕組みを押し付けることなく、地域の実情にあったものとなるよう進められたい。
- (4) 地域振興会が実施する各種事業は、地域コミュニティの醸成に大きな役割を果たしており、今後とも活動の担い手育成や加入促進を図るなど組織の活性化に向けた支援を行われたい。
- (5) コミュニティづくりを推進する上で、将来、真に必要な地域集会施設の整備拡充に努められたい。
- (6) 多様な市民ニーズに基づくコミュニティ活動の推進を図り、文化や生涯学習などの発表の場となるホールやスタジオ・アトリエなどの機能が充実した区民センターを可能な限り早期に計画的に整備するとともに、既存の区民施設についても機能向上を図られたい。
- (7) 文化施設をはじめ市民利用施設の利用時間を延長されたい。
- (8) 男女共同参画社会の実現を目指した大阪市男女共同参画推進条例に基づき策定された基本計画に沿って、総合的な施策の充実を図り、市民・事業者・行政が一体となって男女共同参画を推進するよう積極的に取り組まれたい。
- (9) ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者を支援するシステムの充実を図られたい。
- (10) 地域住民に最も身近な行政機関である区役所について、暮らしに関わる相談等を一元的に受け付け関係機関・窓口適切につなぐワンストップの仕組み、地域の産業振興や区民生活に密接な事項に関する権限の区への移譲、フロアマネージャーの全区配置など、市民が実感できる区役所改革に取り組まれたい。
- (11) 区民の意見を区政に反映するための（仮称）区政会議については、単に区民の要望・陳情を受ける場とならないよう設計されたい。
- (12) 多様化する市民ニーズに迅速に対応するため、局事業所等との間で総合的な調整機能を発揮できるよう、また、区域を超えた課題に対しても、より大きな規模での事業展開が行えるよう、市民サービスの向上の観点を踏まえつつ、個々の行政区の範囲にとらわれない、効率的な事務のあり方についても検討されたい。
- (13) 区庁舎の耐震改修については、建物の老朽化などを総合的に勘案し、機能改善を同時に実施すること。
- (14) 区役所保険年金担当業務について、市民の給付と負担の公平化を図るため、適正賦課及び効率的・効果的な徴収に努めるとともに、各種相談業務の増加に的確に対応した窓口業務については充実するなど、利用する市民の立場に立って市民サービスの向上を図られたい。
- (15) 高齢社会到来のもと、保健・医療・福祉などに対する市民ニーズがますます多様化しているなかで、市民がよりきめ細かなサービスを受けられるよう、一方においては一層保健と福祉の連携強化を進めるとともに、他方においては高度な保健行政を目指して保健所の充実強化を図られたい。

21. 安全・安心のまちづくりの推進

- (1) 防災対策の一層の充実を図るため、平成20年に改訂された地域防災計画に基づき、さらに積極的な施策の展開を図り「災害に強いまちづくり」を推進されたい。さらに、あらゆる危機事態から市民を守るため、危機管理機能の強化を図り、市民生活の安全確保に万全を期されたい。
- (2) 地域における自主防災組織の育成や連絡体制の強化、支援を必要とする障害者・高齢者等を視野に入れた災害時の効果的な活動が即時にとれる体制の整備を図るため、連合振興町会等の地域活動団体が主導する防災訓練が市内各所で実施されるように取組を推進し、区内での一体的取組、さらに市全体で取り組めるよう努めるとともに、備蓄物資の配備など災害応急対策を充実されたい。
- (3) 避難所の運営において、ライフラインの途絶により自宅での生活が困難になった、いわゆる「家庭内避難者」への支援を図れるように啓発されたい。
- (4) 大震災時等の初期活動を的確迅速に実施するため、防災拠点の効率的な運用とともに、情報通信システムの再整備等、災害時の情報伝達機能の充実、初期初動体制の強化を図られたい。
- (5) 市民の生命・財産を守るべき基礎的自治体として防災能力を高めるとともに、市民の防災意識や地域の自主防災力の向上を図り、さらに大規模災害時に人命救助や救護活動に万全を期すためにも、市民・行政・防災関係機関はさることながら、今後、より一層自衛隊を含めた総合的な防災訓練の取り組みに努められたい。また、大震災等の災害時に遅滞なく自衛隊の救援活動が行えるよう、地域防災計画に基づく施設の提供、災害派遣計画や防災情報に関する意見交換、市内の地域防災訓練への積極的参加等、日頃から自衛隊との交流・連携を図られたい。
- (6) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災活動、避難活動が容易となる安全性の高い都市を形成するため、ヘリポートの整備、広域避難場所の確保、公共施設の耐震強化、避難路や避難場所となる道路・街路及び公園の整備、医療体制を含む基地整備の調査研究とシステム化に努めるとともに、都市の不燃化促進、耐震診断・改修補助制度の積極的な活用等による民間建築物の耐震性向上など、災害に強いまちづくりを推進されたい。
- (7) 道路、橋梁、上下水道等の都市基盤施設や区役所、消防庁舎、学校等の防災拠点施設の耐震化や防災機能の充実を図り、震災に強い都市構造を目指されたい。
- (8) 先進的かつ総合的な訓練施設を備えた新しい消防学校の舞洲への移転整備に努められたい。
- (9) 「市民防災研修アクションプラン」の策定に伴い、市民の年齢層に応じたさまざまな研修や訓練の体系的な実施を図られたい。
- (10) 高層ビル、地下街、地下鉄等の防災対策の強化を図られたい。
- (11) 特別査察隊をはじめとした査察体制を強化し、雑居ビル等の複合用途防火対象物の実態把握を図り、消防法令違反対象物の是正指導を一層徹底されたい。
- (12) 消防器具機材の整備及び時代に即応した高度情報化の推進など十分な措置を講じられたい。
- (13) 傷病者の救命効果を高めるため、救急救命士の処置拡大に伴う教育体制の整備など救命救急業務の充実強化を図るとともに応急手当普及啓発の推進に努められたい。また、救急相談業務の一層の充実にも努められたい。
- (14) 市民や来訪者が安全で安心できる犯罪の少ないまちづくりを進めるため、ひったくりをはじめとする街頭犯罪の防止に向けて、警察等の関係機関との連携を図るとともに、市民生活の安全確保のための施策、市民自らの意識の高揚を図る啓発を推進されたい。
- (15) 市民生活の安全確保のため、道路、橋梁、河川、下水道などの都市基盤施設の適時・適切な維持管理に努められたい。

22. 都市再開発事業の推進

- (1) 阿倍野地区、鶴橋地区等の再開発事業、並びに長吉東部地区、淡路駅周辺地区、三国東地区等の土地区画整理事業を推進するにあたっては、新しい発想・手法で事業を推進するとともに、市内各地域の拠点となるその他のプロジェクトの推進を図られたい。
- (2) 天王寺・阿倍野ターミナル周辺地域の活性化を図るため、特に阿倍野再開発事業の早期の事業収束に向け、必要な事業費を確保するとともに、確実な事業推進に努められたい。
- (3) 良好な市街地環境や都市防災性の向上を図るため、密集市街地の計画的な更新について特段の配慮をされたい。
- (4) 地域の実情に即した用途地域、容積率等の指定及び港湾活動の低下した臨港地区の見直しを適時図られたい。また、土地の流動化を促進し、適正な土地取引を促すため、地価動向等を的確に把握するとともに、これらを積極的に市民に提供するよう努められたい。

23. 広域交通インフラの整備

- (1) 関西国際空港については、国際拠点空港としての機能を十分に発揮できるよう、また貨物施設の整備など残された2期事業が推進されるよう、国に働きかけられたい。
- (2) 将来の日本の発展に必要な社会基盤であるリニア中央新幹線の早期全線整備（東京都・大阪市間）に向け、国やJR東海などの関係先に強く働きかけられたい。
- (3) 大阪外環状線、なにわ筋線、北陸新幹線など、本市の主導による計画の推進に取り組むとともに、近畿地方交通審議会答申第8号路線の整備を図られたい。

24. 道路などの整備充実

- (1) 橋梁や高架道路における耐震性向上のため、補強工事などの耐震対策を早急に進められたい。
- (2) 都市計画道路の早期建設に努める一方、長期間にわたり放置された都市計画事業を見直されたい。
- (3) 阪神高速道路については、道路交通の渋滞緩和など大阪都市圏の都市活動を支える重要な都市基盤施設であり、既に、大阪・兵庫地区で約240kmの広域の高速道路ネットワークが形成されている。現在、大阪地区では淀川左岸線など約20kmが事業中である。
このようななか、淀川左岸線2期区間については、市内の交通渋滞の緩和、広域道路ネットワークを形成するものとして、事業の着実な推進に努められたい。
また、整備効果の高い渡り線の整備の実現に努められたい。
- (4) 阪急京都線・千里線、大阪外環状線、JR東海道線支線、学研都市線等と都市計画道路との立体交差事業を促進するとともに、天下茶屋車庫跡地利用の事業化促進に努められたい。
また、平成18年4月に廃止となったJR大阪臨港線の跡地について、市民の要望に沿う活用方法を早急に検討されたい。
さらに、平成21年3月末で廃止となったJR阪和貨物線の跡地については、今後、JR西日本と協議を行い、用地の有効活用を図られたい。
- (5) 阪神高速大阪泉北線の廃止に伴う天王寺大和川線の整備にあたっては、にぎわいとみどり豊かでアメニティのある道路として整備されたい。
- (6) 交通渋滞を解消し、安全かつ円滑な交通を確保するため、交差点の立体交差化等の整備に努められたい。
- (7) 市民を交通事故から守り、快適な歩行空間を提供するため、歩道設置、道路照明灯（幹線道路の歩道照明を含む）、防護柵などの交通安全施設の整備を進められたい。
また、バリアフリー化や横断歩道橋の撤去に努めるとともに、コミュニティ道路（ゆずり葉の道）、あんしん歩行エリアの整備・事故危険箇所対策及び自転車道整備事業を拡充されたい。
- (8) 街頭犯罪発生件数減少に向け、地下道・高架下及び地下駐輪場等における防犯ベルや防犯カメラの設置など、犯罪抑止対策を強化されたい。
- (9) 自転車駐車場の整備にあたっては、民間手法を積極的に取り入れるとともに、民有地における自転車駐車場確保の推進に努め、官民協働した取り組みなどソフト面にも配慮した放置自転車対策を強化されたい。また、駅前における放置自転車対策を引き続き強化するとともに、中心市街地においても実効性のある放置自転車対策を早急に進められたい。
さらに、来年度からの「市民協働型自転車利用適正化事業」（トライアルプラン）の本格実施の取り組みによって、区役所との連携を一層強化して市民協働をさらに推進すること。
- (10) 市民の生活環境を守るため、放棄自動車対策の強化・充実を図られたい。
- (11) 道路の景観向上や通行の安全を図るため、違反屋外広告物対策の強化に努められたい。
- (12) 幹線道路下における共同溝の設置を推進されたい。また、電線類の地中化についても促進されたい。
- (13) 低騒音舗装の整備など道路の騒音・振動対策に取り組むとともに、道路・橋梁などにおいて景観に配慮した整備を進められたい。また、都市環境の向上を図るため、保水性舗装の実施を促進されたい。
- (14) 快適で豊かな水環境の創出に向けて、道頓堀川や住吉川等の水質浄化のため、合流式下水道の改善や高度処理施設の整備促進に積極的に取り組まれたい。
- (15) 下水道の有する水・汚泥・熱等の資源・エネルギーを有効に活用し、環境にやさしいまちづくりに努められたい。
- (16) 下水道施設を良好かつ効率的に維持管理していくため、老朽化した施設の計画的な改築・更新を進められたい。また、改築・更新にあたっては社会の要請に即した施設とするため、コスト意識を前提に省力化や省エネルギー化、機能高度化を図られたい。

25. 駐車場対策の促進

- (1) 現在、利用率が低迷している公的駐車場については、運営を委託している指定管理者等のノウハウを活用するなど、一層の利用促進に努められたい。
- (2) 「路上駐車をしない・させない」という意識を定着させるため、迷惑駐車防止に関する条例に基づき広報啓発活動を推進されたい。
- (3) 近年、違法駐車が問題となっている自動二輪車の駐車対策を推進されたい。

26. 公園整備及び緑化施策の促進

都市公園はうるおいある豊かな都市環境を形成する緑の拠点であり、市民のレクリエーションとコミュニケーションの場として、また、災害時の避難場所としてなど、さまざまな役割を持ち、地域の核となる重要な施設である。

公園の計画・整備においては、こうした公園の基本的な考え方や地域の特性にも配慮した計画を策定し、それを基本としながら、多様化する市民ニーズに対応し地域の住民により親しまれ活用される公園となるよう、例えば親子でのキャッチボールや高齢者のゲートボール等、球技もできる多目的広場を設置するなど、個性豊かな公園づくりを進められたい。

- (1) 「自然と人間の共生」という「国際花と緑の博覧会」の基本理念を継承し、花と緑あふれるまちづくりを進めるため、「緑の基本計画」に基づき公共緑化や民間緑化及び緑化の普及啓発を積極的に推進されたい。
- (2) 健康で緑豊かなうるおいのあるまちづくり及び災害に強いまちづくりを推進するため、都市公園等の緊急かつ計画的な整備及び指定管理者制度を活用して適正管理を推進されたい。
- (3) 公共施設の屋上緑化モデルの実施などを通して、都市におけるヒートアイランド現象の緩和、良好な自然的環境の創出のため、民間建築物の屋上緑化を推進されたい。
- (4) 既存公園の再生、活性化のため、市民ニーズに対応しながら、計画的な公園の改修や遊具の安全対策など、安全・安心な公園づくりを推進するとともに、環境にも配慮した良好な維持管理に努められたい。とりわけ、天王寺動植物公園については、平成27年の動物園開園100周年に向けて、天王寺公園側から動物園に直接入れるゲートの設置など、動植物公園全体としてアクセスや回遊性の向上を図り、ハード・ソフト両面から施設のさらなる魅力アップを図られたい。
- (5) 市民が身近にスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設の整備充実（例えば、ジョギングコース、フットサルやニュースポーツの拠点づくり、ナイター設備、全天候化など）を図るとともに、遊休地の活用も図られたい。
- (6) 新たな農地制度の円滑な実施に向けて取り組むとともに、なにわの伝統野菜をはじめとする市内農産物の需要拡大などにより、市内の生産緑地農地の保全と緑地空間の確保に努め、都市型農業の振興を図られたい。

27. 住宅政策の推進

- (1) 市民の多様なニーズに的確に応えるため、公社等とも連携し、機能的で利便性の高い都市型住宅供給の促進を図られたい。
- (2) 民間エネルギーを積極的に活用した住宅建設を促進するため、各種融資助成制度を推進されたい。
- (3) 災害に強い安全なまちづくりを進めるため、老朽住宅の建替えや細街路整備の促進を図るとともに、生野区南部地区や福島区北西部地区、西成地区等の老朽住宅密集市街地の総合的な整備を推進されたい。また、地域の防災性を高めるまちかど広場の整備を推進されたい。
- (4) 都心における住宅建設に限り、プレミアムなどを加えた特別地域の指定などの施策を推進するとともに、空きオフィスの住宅転用支援事業を推進するなど、職住の近接を図られたい。
- (5) 歴史的・文化的なまちなみを生かした魅力ある居住地の整備を行う「HOPEゾーン事業」について、多様な地域資源を活用し、全市的な展開を図られたい。
- (6) 民間による高齢者向け住宅の供給促進とあわせ、市営住宅におけるケア付住宅の建設やグループホームへの活用、階段室型中層住宅へのエレベーター設置等、高齢社会に対応したバリアフリー化など、住宅施策の推進に努められたい。
- (7) 市営住宅（駐車場を含む）の適正管理に努めるとともに、家賃については福祉減免制度の見直しなど、一層公平性・公正性の観点を踏まえたものとなるよう検討されたい。また、募集その他管理業務についてインターネットを活用するなど、積極的に市営住宅管理における情報化を推進されたい。
- (8) 市営住宅については、可能な限り集約化を図ることにより余剰地を確保し、民間活力も活用し、地域の実情を踏まえた活性化に資する施設の導入など、地域との交流促進に努められたい。また、子育て支援施設等の地域

に役立つ施設の導入を図るなど、市営住宅ストックの有効活用に努められたい。

- (9) 現在、大阪市内の民間賃貸住宅には空き住戸も多く有効活用が図られていない状況となっている。これらの住戸の中には、比較的低額な家賃の住戸もあることから、生活保護申請者の住まいの確保にあたっては、こうした民間賃貸住宅の状況を踏まえ、最大限活用するよう努められたい。また、住宅扶助費について、民間の家賃水準をふまえた適正な家賃水準の設定に努められたい。
- (10) ワンルームマンションの建設にあたり、路上駐車・駐輪、ごみ対策、管理体制など近隣への迷惑が生じないよう指導の推進に努められたい。
- (11) 分譲マンションの適切な維持・管理を促進するとともに、円滑な建て替えを支援されたい。
- (12) 「住まい情報センター」における総合的な住情報提供・相談機能の強化を図られたい。
- (13) 快適で環境にやさしい建築物を誘導するための評価制度を拡充されたい。
- (14) 国が進める地上デジタルテレビ放送への移行に関する情報については、各種広報媒体を活用するなど、市民への周知広報に努められたい。

28. 港湾施設の整備と臨海部のまちづくり

- (1) 産業を支える物流インフラである港湾の国際競争力の強化を図り、産業の国際競争力の強化を目指す「国際コンテナ戦略港湾」について、神戸市との連携を図りながら、様々な施策を展開し、早期に成果を挙げられたい。
- (2) 咲洲コスモスクエア地区については、大型車の渋滞緩和やペDESTリアンデッキの整備など地区の環境改善を進めるとともに立地促進助成制度等のインセンティブを活用し、魅力あるまちづくりを早期に図られたい。また、舞洲などの用地の売却にあたっては、計画的なまちづくりを進めながら事業の資金収支を見極めた上、適正に処分を進められたい。
- (3) 既存ストックの有効活用を図るため、港湾施設の機能向上と、維持補修の充実を図られたい。
- (4) 市民に親しまれる港づくりを進めるとともに、防潮堤の耐震強化を含む地震・津波対策の充実など災害に強い港づくりをより一層推進されたい。
- (5) 国際海上運送システムの信頼性の向上を図るため、港湾施設の保安対策を推進されたい。
- (6) 地域の活性化や魅力あるウォーターフロントの実現のため、民間活力を導入し、此花西部臨海地区、築港地区、弁天埠頭地区、鶴浜地区など到来臨海部の再開発を推進されたい。
- (7) 港湾環境の保全及び改善を図るため、緑地等の整備を推進されたい。

29. 治水・浸水対策の推進

- (1) 都市中小河川の整備は緊急を要する問題であり、現在進めている城北川については環境面も含め強力で推進するとともに、大和川、淀川においても、国の直轄事業により高規格堤防整備が促進されるよう努められたい。
- (2) 市内で今なお発生している浸水を防除するため、淀の大放水路及び此花下水処理場内ポンプ場、新今里寺田町幹線等の抜本的な浸水対策を促進されたい。
また、たび重なり発生している局地的な浸水についてもその原因を究明し、マンホールポンプの設置や降雨情報の活用等、局地的な浸水対策を積極的に進めるなど、浸水安全度の一層の向上を図るため、下水道整備を強力に推進されたい。
- (3) これらのハード整備やソフト対策に加え、公共用地の活用や大規模開発に合わせた雨水流出抑制を進めるとともに、市民協働の取り組みとして、各戸貯留用の雨水貯留タンク設置を促進すること。
さらに、浸水被害に見舞われた市民に対して、速やかに日常生活に復帰できるよう適切な事後処理に努められたい。

30. 水辺環境整備の推進

河川は、都市のなかの貴重なアメニティ空間であり、都心部を流れる道頓堀川については、沿川のまちづくりと一体となった良好な水辺整備を推進されたい。また、住居系地域においてはゆとりやうるおいを感じることができる水辺空間づくりが求められており、住吉川等の環境整備を推進されたい。さらに、国の直轄管理の大和川、淀川においても、国・府・市が幅広く連携し、早期の環境整備、改善に取り組むとともに、河川敷を今後もスポーツ利用の場として利用できるよう、国への働きかけに努められたい。

31. 環境対策の充実強化

「おおさか環境ビジョン」の方向性を踏まえ、太陽光発電や電気自動車の普及などによる地球温暖化対策を推進されたい。また、将来を見通した環境対策計画を策定し、ヒートアイランド対策や大気汚染対策等、具体的な施策を引き続き推進されたい。

- (1) 補助制度などによる太陽光発電の導入拡大に努められたい。また、湾岸部をエコタウンのモデルとするため、民間施設などへの風力・太陽光発電の導入促進等に取り組まれたい。
- (2) ヒートアイランド対策推進計画をはじめ、「風の道」ビジョンなどにより今日的な環境問題への対応を図られたい。
- (3) 窒素酸化物等大気汚染対策をより一層推進されたい。
- (4) 自動車交通環境対策については、道路管理者との連携のもと局地汚染対策を継続して推進するとともに、ハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車をはじめとするエコカーの公用車への導入、及び普及促進を図り、広域的対策についても推進されたい。

また、平成21年9月9日に環境基準の告示があった微小粒子状物質（PM2.5）について、国の動向を踏まえた対策を検討されたい。

- (5) 電気自動車等の普及促進のため、充電インフラの充実を図られたい。また、民間施設における充電インフラの整備についても促進に努められたい。
- (6) 国道43号等幹線道路における道路環境の改善に向けた対策の充実を図られたい。
- (7) 今日の多様化した環境問題に対処するため、環境教育の一層の充実を図られたい。
- (8) 「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき「なにわエコ会議」の運営を支援するなど、実効ある取り組みを推進されたい。
- (9) 極めて毒性が強いダイオキシン類による汚染が懸念される中、「ダイオキシン類対策特別措置法」の遵守徹底を図り、対策の充実を図られたい。
- (10) 「土壌汚染対策法」に基づき、実効ある取り組みを推進されたい。
- (11) アスベストによる市民の不安を解消するため、民間施設対策をはじめとする環境対策及び健康対策を推進されたい。

32. 廃棄物対策の推進

環境に配慮した循環型社会の構築を目指し、ごみの減量・リサイクルを一層推進するとともに、ごみの適正処理に向け中間処理施設の配置・整備や最終処分場の確保に努められたい。

また、“市民に愛されるOSAKA”を早期に実現するため、美しく綺麗なまちづくりを積極的に進められたい。

これら各種施策の推進にあたっては、今日的な財政事情を十分勘案し、民間活力を導入した効率的な事業運営を図られたい。

- (1) 廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の推進等廃棄物の減量化に向けた施策、とりわけ本市ごみ処理量の約6割を占める事業系ごみの減量に向けた取り組みをより一層推進されるとともに、市民団体の減量・リサイクルに向けた主体的な取り組みを促進するため、必要な施策を講じられたい。
- (2) 資源の有効利用につながる処理技術の開発に必要な協力を行うとともに、これら技術を活用したリサイクル施設の立地が図れるような施策を講じられたい。
- (3) 「家電リサイクル法」の円滑な推進を図るため、廃家電品の適正な排出のための必要な施策を講じるとともに、不法投棄防止のため一層の市民啓発に努められたい。
- (4) 廃棄物処理施設にかかるダイオキシン類削減対策の推進を図られたい。
- (5) PCB廃棄物の適正な処理の推進を図られたい。
- (6) 持続可能な大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス計画）の推進に向け、排出者負担の導入など抜本的な制度改善に取り組むとともに、適正な廃棄物処分のために同計画を推進されたい。
- (7) 産業廃棄物のリサイクル、適正処理を推進されたい。
- (8) まちの美化を引き続き推進するため、市民と行政が一体となって市民運動を盛り上げるよう積極的に取り組むとともに、空き缶・たばこのポイ捨て防止や不法投棄対策の強化拡充を図られたい。
- (9) 多くの市民、特に子供たちに深刻な影響を与える路上喫煙（いわゆる「歩きたばこ」）について、まちの美化や健康・防災・防火の観点から、効果的な対策を積極的に実施されたい。

33. 中央卸売市場の整備及び生鮮食料品の安定供給と流通機構の近代化

- (1) 西日本の生鮮食料品等流通の中核的拠点であり、値決め市場の性格を持つ中央卸売市場のより一層の生鮮食料品等の安定供給に努められたい。また、中央卸売市場を取り巻く環境が厳しい状況にあることから、運営面においても、場内業者の経営状況に十分配慮し、取引方法の改善合理化の促進、市場当局自身のより一層の管理運営の効率化を図るほか卸売市場法の見直しを模索するなど、外部の意見も取り入れながら市場の活性化に努められたい。あわせて、市場関係者の方々に安心して仕事をしていただくため、また、本市の中央卸売市場が引き続きその役割を果たしていくため、経営健全化計画に着実に取り組まれたい。
さらに、市民に開かれ親しまれる市場づくり、集客観光資源としての取り組みにも努められたい。
また、東部市場については、市場機能の向上に努められたい。
- (2) 悪質な訪問販売等によって生じる各種トラブルから市民を守るため、情報提供の強化など消費者保護にかかる施策の拡充を図られたい。

34. 大都市交通網の整備と公営交通事業の推進

- (1) 市営交通事業の経営形態についてはまずは地方公営企業で経営改善に努めることとされたが、これまでの改革のスピードを緩めることなく、さらなる事業の効率化と収益性の向上を図るなど、引き続き経営改革の取り組みを進められたい。
- (2) 都市基盤として必要な市営交通の計画路線の整備について、引き続き取り組まれたい。
特に、地下鉄8号線今里～湯里六丁目間の整備については、国に対する働きかけを直ちに再開し、早期に完成されたい。また、地下鉄7号線大正～鶴町間など他の条例化計画路線の整備についても引き続き取り組まれたい。
- (3) 交通事業収入全体を増加させるため、資産の有効活用並びに付帯事業の拡大に努められたい。また、住之江用地土地信託事業については、全力を挙げて受託銀行の責任追及に取り組み、できる限り市民の負担が少なくなるよう最善を尽くされたい。
- (4) ひとにやさしいまちづくりとして地下鉄駅へのエレベーター等の設置、ノンステップバスの増車など、施設面での整備を図るとともに、職員に対する教育訓練の充実を図るなど、ソフト・ハードの両面からバリアフリー化に努められたい。
- (5) プラットホームからの転落防止を目的とした可動式ホーム柵の整備促進に努められたい。
- (6) 乗客サービスの向上のため、地下鉄については、駅舎の改装等利便性に努めるとともに、バスについても、バスロケーションシステム等バス停留所施設の整備促進に努められたい。
- (7) バス事業は極めて厳しい経営環境にあるため、「アクションプラン」に掲げた取り組みを着実に実行し、抜本的な経営改善に取り組まれたい。また、赤バスの利用促進を進めるにあたっては、地域にとって必要なバスサービスを維持できるよう、地域住民の意見を十分に聴きながら取り組まれたい。
- (8) 国際化時代を迎えて、外国人が交通機関を便利に利用できるよう、外国語を併記した案内表示システムの充実などソフト・ハード両面にわたり、サービスの改善を図られたい。
- (9) 国の基準を満たしていない地下鉄駅舎の火災対策設備の整備を早急に行い、乗客が安心して地下鉄を利用できるよう努められたい。
- (10) 地下鉄駅構内に防犯カメラを設置するなど防犯対策の強化を図られたい。
- (11) 職員の飲酒運転の根絶など綱紀粛正に努め、カラ残業、ヤミ専従を許さないなど、職場における服務規律の確保に全力を挙げて取り組まれたい。

35. 水道事業の充実整備

- (1) 市政改革の中で自ら抜本的な経営改革を推進し、経営基盤の強化を図るため、より一層の経営の効率化に努めるとともに、資産の有効活用や国等からの公共助成の確保による収入の確保にも全力を挙げられたい。また、市民サービスについては、創意工夫を行い、拡充を図られたい。
- (2) 基幹施設の耐震性強化、配水場の拡充等による給・配水拠点整備、停電対策の強化並びに管路の耐震化や幹線のネットワーク等の配水管整備を推進し、地震等の異常時においても給水を確保できる、信頼性の高い水供給システムの確立に努められたい。
- (3) 給水の円滑化をより一層推進するため、給水管の計画的な整備に努められたい。
- (4) 琵琶湖・淀川水系の水質保全対策にあたっては、上流地域の排水規制、下水道整備の促進を関係団体に積極的に働きかけるとともに、経費負担に対し慎重な対応を図られたい。

- (5) 社団法人滋賀県造林公社に対する債権については、その保全・回収に向け、滋賀県等への働きかけに努められたい。
- (6) マンション等の増加に対応して、直結給水の拡大を図るとともに、既存の貯水槽水道の適正な管理について啓発指導を図られたい。
- (7) ソフト・ハード両面にわたる多様な広域化に取り組み、安全で良質な水の安定供給を持続可能とする水道づくりに努められたい。
- (8) 水道事業の海外展開については、事業の持続性の確保と国際貢献の観点から官民連携により積極的に図られたい。